

特定秘密保護法の廃止に関する意見書（案）

平成25年12月6日、第185回国会において、特定秘密の保護に関する法律、いわゆる特定秘密保護法が成立した。特定秘密保護法に対しては、政党やマスコミ、弁護士会、市民団体など、多くの団体、個人から懸念の声、反対の声が上がったにもかかわらず、政府は十分な国会審議を尽くさず法案の採決を強行した。

特定秘密保護法においては、秘密指定そのものの是非をチェックする第三者機関を設けることが想定されていない。そのため、行政機関の長によって恣意的に秘密指定がなされ、国民にとって、何が秘密なのか自体が秘密にされかねない危険がある。

また、秘密指定の有効期間は、延長可能であることから、長期に渡り国民の目から隠され続け、指定の適否を、後世の国民によって検証することが困難となる可能性がある。

さらに、高い公益性を有する内部告発なども、処罰の対象とされることになりかねない。国民が、政府についての有益な情報を知る機会が損なわれ、国民の知る権利が侵害されてしまうおそれがある。

このように、特定秘密保護法は、憲法における国民主権や、国民の知る権利、表現の自由といった基本的人権の原則を損なう可能性があり、到底受け入れることはできない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、特定秘密保護法を廃止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

} 宛て